

常総市章の取扱要領

令和 7 年 2 月 28 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、常総市章（以下、「市章」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第 2 条 市章を使用しようとする者は、あらかじめ市章使用許可承認申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

※様式第 1 号と同内容のものであれば任意様式でも可とする。

- （１）市の機関（市長その他の執行機関及び議会をいう。）が使用するとき。
- （２）国及び県等の行政機関が使用するとき。
- （３）前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

2 前項の申請書には、市章を使用する物件等の参考となる資料を添付するものとする。

（承認の基準）

第 3 条 市長は、前条の規定による申請（以下「使用申請」という。）があったときは、これを審査し、当該使用申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- （１）法令又は条例の規定に違反するとき。
- （２）公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- （３）市の名誉を傷つけるおそれがあるとき。
- （４）宗教活動又は政治活動（これらに付随する活動を含む。）を目的とするとき。
- （５）営利を目的とするとき。
- （６）使用の目的が明らかでないとき。
- （７）前各号に掲げるもののほか、承認することが適当でないと認めるとき。

（承認の条件）

第 4 条 市長は、市章の使用の承認に必要な条件を付することができる。

（使用申請に対する措置）

第 5 条 市長は、第 2 条の規定により市章の使用を承認するときは、使用申請をした者に対し、市章使用承認決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 市長は、第2条の規定により市章の使用を承認しないときは、使用申請をした者に対し、市章使用不承認決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市章の使用承認の期間は、承認された日から1年を限度とする。

（変更承認の手続き）

第6条 第2条の規定により使用の承認を受けた者（以下「市章使用者」という。）が承認された内容を変更しようとするときは、速やかに市章使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、当該変更の承認を受けなければならない。

※様式第4号と同内容のものであれば任意様式でも可とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 この規程に定めるもののほか、市章の使用にあたっては、別紙「常総市ベーシックデザインマニュアル」に定められた事項を遵守しなければならない。

2 前項のほか、市章の使用に関する問題が生じた場合には、両者協議の上、解決するものとする。

（承認の取消し等）

第8条 市長は、市章使用者が第3条の規定に違反していると認めるとき、又は偽りその他不正な手段により承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された市章使用者は、直ちに市章の使用を中止しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消した場合は、速やかに市章使用承認取消通知書（様式第5号）を当該市章使用者に通知しなければならない。

4 市長が第1項の規定により使用の承認を取り消した場合において、当該市章使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

附則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。